「国際化推進プラン 2021」

令和 3 年 3 月 25 日　教育研究評議会承認

目次

Ⅰ. これまでの経過
(1) これまでのプラン策定の概要
① 国際化推進プラン（2015～2017）
② 国際化推進プラン 2018（2018～2020）
(2) 国際化推進プラン 2018 における成果と課題
① 教育
② 研究
③ 臨床
④ 危機管理
Ⅱ. 今回プラン策定にあたっての検討材料
＜参考＞
・法人第 3 期中期計画
・学内意見募集結果
Ⅲ. 期間
Ⅳ. 具体的内容
（1）教育
（2）研究
（3）臨床
（4）危機管理
（5）その他
Ⅴ. むすび

I.　これまでの経過

(1)　これまでのプラン策定の概要

①　国際化推進プラン（2015～2017）

本学のこれまでの国際化推進については、平成 19 年に国際学術交流センターを開設し、全学的取組を行うためのシステムづくりに着手したところであるが、その後も未熟な点も多かったことから、「全学的な国際化が進められるよう」、学内における実態調査や聖路加病院の視察などを行った上、平成 27 年（2015 年）5 月に第一期となる国際化推進プランを策定した。内容は、教育・研究・診療・国際化推進体制の４つの部門から構成しており、具体的には、英語教育の充実、新規協定締結校（リーズ大学）への学生派遣実施、海外学生派遣に係る危機管理マニュアルや留学生受入マニュアルの作成、オランダ・マーストリヒト大学との DDP 協定締結とそれに伴う学生の受入実施、附属病院における外来案内パンフレットや患者向けホームページ等外国人が受診しやすい院内環境の整備、また国際学術交流センターの体制強化（医療サービス課との兼務での１名増員）などを定め、これにもとづく取組を行った。

②　国際化推進プラン 2018（2018～2020）

上記第一期プランの最終年度となる平成 29 年度に教育・研究・診療・危機管理の４つの部門においてワーキンググループ（以下、「WG」）を設置して、検討を行った上、第二期プラン「国際化推進プラン 2018」を平成 30 年（2018 年）3 月に策定した。上記 4 つの部門に推進体制強化を加えた 5 つの事項について、第一期プランの取組をさらに発展させる事業（**タテ糸事業**）と国際化を学内に共有・根付かせるための仕組みづくり（**ヨコ糸整備**）に区分した計画内容とした。また、推進にあたってはプラン策定時の WG を引き続き存続させて進捗管理を行うこととし、この体制が適切に機能したことにより、多くのプラン内容が実現した。

(2) 国際化推進プラン 2018 における成果と課題
（各、◇→成果、◆→課題で記載）

① 教育

◇教育における成果としては、協定校（学生派遣校）の拡充と関係の強化を行った。学生臨床実習派遣の対象として、英国の名門エディンバラ大学と協定締結した（平成 30 年度）後、学生ニーズに対応する幅広い国際学術交流に向けて、これまでの欧米圏大学とは異なる、東南アジア圏の学生派遣可能な大学の開拓に努めた。その結果、タイ・チュラロンコン大学（同年度）、フィリピン・サントトーマス大学（令和元年度）、タイ・チェンマイ大学（同年度）、シンガポール・シンガポール国立大学（令和 2 年度）と新たに協定を締結。医学科の学生派遣枠はプラン目標数値（各学年在籍者数 2 割程度）を上回り、COVID-19 感染症の影響により実際の派遣には至らなかったが、目標を達成した。また、学生評価の様式を派遣先大学と共通にすることで、海外での臨床実習を単位として認めることを可能にした。あわせて、学生交流団体 KiSA の設立（平成 30 年度）や学長主催留学生交流会の開始（同年度）により、学内の国際交流意識の醸成、学生の英語使用機会の確保や留学意欲の向上、留学生受入の体制整備を図った。

◆臨床現場において対応可能な英語力の獲得を目標に、英語教育の充実をプランに掲げたが、十分に達成できなかった。看護学科の国際交流とあわせて、課題として引き続き推進が必要である。また、AFTER コロナの状況の中で、海外協定校と連携したオンラインの活用による教育・研修の検討が必要である。

② 研究

◇研究における成果としては、まず、英語によるセミナー、「Symposia KPUM」を開始した（令和元年度）。2 年間開催を重ねたことで、本学国際化の看板として育ちつつある。また、国際活動に関わってのインセンティブの付与として医学研究国際化推進事業「論文賞」「海外発表賞」を創設した(同年度)。あわせて、国際交流表彰の実施（同年度）、海外講師による大学院特別講義招聘時の国内旅費支援制度創設（同年度）や海外からの大学院入学を促進するための大学院入試関係書類の英語化を行った（平成 30 年度）。

◆教育と同様、AFTER コロナの状況の中、海外協定校との間でオンラインによる研究交流（フォーラムやパネルディスカッション等）実施の検討が必要である。あわせて、海外留学生（大学院生）受入の拡大は将来的に必須になると考えられるため、予想される体制整備の検討を行わなければならない。

③ 臨床

◇臨床における成果としては、各実習受入教室間の連携による事務ノウハウを共有し（平成 30 年度に教室秘書を集めた打合せ開催）、実習受入に係る教室事務の軽減を目指して、アプリケーションフォームを作成した（令和 2 年度）。

また、期間内に民間通訳サービス（タブレット対応）導入を行い（平成 30 年度)、外国人患者の診療報酬改正（令和元年度）に伴って病院内の体制整備（医療サービス課に職員 1 人配置。令和 2 年度）を行った。あわせて、海外看護師の実習受入に係る受入金額の検討も行った（令和元年度、COVID-19 の影響により受入は未実施､)。

◆臨床の今後の課題として、海外医師の実習受入拡大に伴う、病院内各所属の意識醸成、体制の整備と、受入教室へのインセンティブとしての一定の報酬の付与などの整理・検討が必要である。また、外国人患者の診療拡大に伴う、訴訟発生等を見据えた保険加入の検討や、そのための診療報酬の再検討も必要である。あわせて、外国人入院患者増加に向けた院内表示多言語化など施設の整備も必要である。

④　危機管理

◇危機管理における成果としては、体制整備として危機事象発生時の連絡網を作成（令和元年度、その後異動に伴って改定）し、危機管理情報の収集及びネットワーク構築のため特定非営利活動法人海外留学生安全対策協議会に入会（令和元年度)、海外派遣における安全管理対策として教職員対象危機管理研修会を開催（平成 30 年度、令和 2 年度)、渡航学生向けオリエンテーションを実施（平成 30 年度～)、海外派遣等緊急事故対応マニュアル検証セミナーを外部専門家の招聘により実施した（令和元年度)。また、渡航学生用の危機事案に関するアンケートを実施した（同年度)。加えて、事故対応マニュアル充実を目指し、内容の検討を行った（令和 2 年度)。

◆危機管理における課題としては、派遣先に係わる感染症を含めた情報や、ヒヤリハット事例も含めて体験や情報を集約の上、派遣する学生や関係者と共有し、渡航前研修に活用する必要がある。また、研究者や留学生の受入については、本学での研究従事にあたっての注意事項や行動規範（コンプライアンス）の要点をまとめた英語冊子を作成し、配布することが必要である。あわせて、基礎研究の軍事転用（デュアルユース）に関しては、今後も講義等研究情報流出対策の徹底を行うべきである。

⑤　その他

◇その他特記すべき成果として、学内で国際化推進のための学内財源（学振・国交流事業費）確保により、協定校との交流や協定締結のための渡航、学生派遣に係わる危機管理等対策、協定校からの留学生等受入のための宿舎確保対策等を実施することが可能となった。関連して、外国人留学生等の滞在施設確保に取組み、KKR くに荘従業員宿舎利用を実施し（令和元年度)、島津製作所春栄寮使用に向けた調整を実施した（令和 2 年度)。

II. 今回プラン策定にあたっての検討材料

これまでの本学国際化推進の経過を踏まえ、今回プランの策定にあたっては、以下の(1)～(3)を念頭において、検討を行った。

(1) 本学ミッション「世界トップレベルの医学を地域へ」の実現に資する内容とする。

(2) 以下の本学（法人を含む。）の国際化に関わる戦略に沿った内容とする。

- 法人中期計画（下記「(参考)」を参照。）に対応した内容とする。
- これまでの「国際交流」からより「国際化」を意識した内容とする。
- 第二期で基礎を築いた東南アジア諸国との交流について拡大する内容とする。
- THE 大学ランキング向上を目指した内容とする。

(3) 以下の新たな課題等へ対応した内容とする。

- COVID-19 感染症による影響を踏まえた上で、WITH コロナ、AFTER コロナを見据えた内容とする。
- 現在策定中のキャンパス整備計画と連動した内容とする。
- 法人間（本学と京都府立大学)、京都 3 大学（本学、京都府立大学、京都工芸繊維大学)、京都 4 大学（本学、京都府立大学、京都工芸繊維大学、京都薬科大学）など、他学との連携を盛り込んだ内容とする。
- 事務局・サポート体制充実の一環として、特に職員の語学力向上、デバイス活用能力の向上についても検討を行うこととする。

あわせて、今回からの新たな取組みとして、教職員、学生（学部生、大学院生）からこれからの本学国際化の方向性について、広く意見を広く募集し、応募のあった意見を積極的に取り入れた。

（参考）

＜法人第３期中期計画＞（関係部分抜粋）

Ⅱ　教育研究等の質の向上に関する事項

１　教育に関する目標を達成するための措置

(2) 教育の内容

ア．高度な専門知識と実践能力の養成

医科大学において、世界水準の研究と地域医療への貢献に向けて、医療現場での臨 床実習等を通じて、専門知識・技術と医療人としての心構えを身につけるとともに、将来にわたって高い専門性を修得し得る応用力・実践力、倫理観を兼ね備え、独創的創造力・人間力のシナジーを備えた医療人材を育成する。

イ．グローバル化・高度情報化に対応できる教育の推進

外国語教育・異文化理解教育や学生の留学の支援により、国際的なコミュニケーシ ョン力の養成や多様な価値観を備えた人材の育成を図るとともに、海外からの留学生や教員の受入の推進、外国人教員の採用増により、教育環境のグローバル化を推進する。

２　研究に関する目標を達成するための措置

(1) 戦略的な研究の推進

医科大学において、革新的な基礎医学研究の推進、先進医療技術に関する研究開発、地域の健康課題の解決やグローバルな視点に立った臨床研究を推進するとともに、最先端の臨床研究・治験を実施する。

(3) オープンな研究の推進

教員間の交流組織や全学的な研究体制の構築や、大学や企業、行政等との連携による オープンな共同研究の推進と研究環境の整備を図るとともに、国際センターの機能強化及び海外の交流協定締結校との相互交流により、教員の海外派遣と受入を促進し、国際的な共同研究を推進する。

４　医科大学附属病院及び附属北部医療センターに関する目標を達成するための措置

(5) 国際医療の推進に向けた対応

若手医師・看護師等の海外派遣や外国人医療従事者の受入・研修制度の充実を図るとともに、医療現場における多言語表示・対応などの外国人患者受入の環境の整備及び海外の医科大学等との連携により、将来の国際診療体制の整備を進める。

Ⅲ　業務運営の改善等に関する事項

２　人事管理に関する目標を達成するための措置

(1) 人材育成の充実、人事制度の改革

情報リテラシーや国際的なコミュニケーション力の向上を図るなど、Society 5.0（超スマート社会）やグローバル化に対応できるよう職員の能力育成を図る

３　効率的経営の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 両大学事務の連携強化・共同化、業務委託の推進

１法人２大学のメリットを活かし、国際センターやリエゾンオフィスなどにおける海外の大学や企業情報の収集、知的財産管理業務及び広報業務など幅広い事務全般について、両大学の強みや独自性を活かしながら連携強化や共同化を推進する。

4　安全衛生管理及び危機管理体制の確保に関する目標を達成するための措置
教職員や学生の健康管理、実験や実習、国際交流など海外での活動等、教職員の学内外での教育研究活動における安全管理体制を整備する。

＜学内意見募集＞

今回、プラン作成のためのプロセスとして、一斉メール等により教職員、学部生、大学院生に対し、本学国際化の方向性についての意見を募集した。

募集期間：令和 2 年 8 月 25 日～9 月 30 日
応募件数：3 件

提案概要：
〇米国医師国家試験 USMLE の受験料補助等、取得推奨。
〇留学生向けの英語講義、オンラインコンテンツの充実
〇国際学術無線 LAN ローミング基盤「eduroam」の全学使用のための環境整備
〇留学生の受入と本学からの派遣者の拡大（派遣推奨）
〇協定校学生とのオンライン座談会、ワークショップ等、交流機会の増大
〇東京医科歯科大学 Health Science Leadership を参考にした学部国際課教育　等

III. 期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日

IV. 具体的内容

今回の項目設定にあたっては、COVID-19 感染症の影響を鑑み、設定項目について以下のとおり整理する。

○：期間中（3 年間）に実施や整備等を行う事項

●：COVID-19 感染症の状況を考慮しながら制度等の検討を行う事項

(1) 教育

① 英語教育の充実

○英語教育の充実については、第 2 期期間内に十分に達成ができなかったため、引き続き目標項目として記載する。大学経費で既存の英語検定を受験させ、上位合格者は国際学術交流センターに名簿登録、留学生候補とする方式（医大モデル）について、実施に向けた検討を行う。

●外国人講師の拡充を行うとともに、将来的に「使える英語」、医療従事者として実践的に使用する英語を身につけられる環境（海外協定校教員による英語講義や外国人医療従事者と一緒に行う臨床実習・ディスカッションなど）を学生に提供できる制度構築について積極的に検討するとともに、そのために必要な事務処理について整理する。

●海外からの留学生受入による効果について各教室・各教員に認識してもらい、留学生受入人数の数値目標について検討するとともに、教室内での英語使用を推奨する。留学生の実習受入を促進するため、受入教室に一定の経費を配分することを検討する。

●外国人模擬患者とのトレーニング実施について検討を行う。そのために必要な事務処理について整理する。

② 学生派遣の拡充と強化

●医学科においては、第 2 期プランにおいて掲げた数値目標（各学年在籍者数の 2 割程度の学生の海外派遣）の達成を基礎に、これに代わる新たな目標設定と目標人数に沿った新規協定の締結について検討を行う。検討にあたっては、COVID-19 感染症による影響及び WITH コロナ、AFTER コロナの社会を見通した上で行う。

●学生の派遣においては、COVID-19 感染症の影響により、PCR 検査の実施や留学国での自主待機等、学生負担の増大も想定されるため、経済的理由により希望はあっても留学できない学生に対し、支援の拡充等を検討する。

③ 学生受入の拡充と強化

●派遣と表裏となる協定校からの学生受入については、人数増加を念頭に置きな

がら、WITH コロナを意識した受入条件について検討を行うと共に、受入学生の滞在施設の確保について、第 2 期プラン期間に礎を築いた KKR くに荘や島津製作所春栄寮を含め、さらに充実を目指す。

●留学生受入にあたっては、他大学と連携し、合同で留学生歓迎行事等を行うことにより留学生対応の充実に努める。

④ 看護学科国際化推進に係る進め方の検討

○現在開講の「国際看護」（講義）1 単位選択科目を「国際看護Ⅰ」に改め、新たに、協定校等での海外研修やオンラインでの海外大学講義、ディスカッションを内容とする「国際看護Ⅱ」（演習）1 単位選択科目を設置する。看護学部独自の協定締結を目指す。

⑤ AFTER コロナを意識した海外協定校と連携

○AFTER コロナを意識した国際交流のあり方として、オンラインによる教育・研修の積極的な実施に向けて、協定校との間で調整を行う。また、オンライン講義開催という切り口でのパートナーとして、オーストラリア、ニュージーランド等時差のない地域の機関との交流についても検討する。

⑥ その他

●医学科学生のＵＳＭＬＥ受験に係る支援（受験料支援等）について検討する。

○学内（教職員及び学生）の英語（外国語）対応人材の掘り起こしと、特に職員の語学力の向上、デバイス活用について検討を行う。

(2) 研究

① AFTER コロナを意識したオンラインによる研究連携

○AFTER コロナを意識した、学内に居ながらにして英語で議論する機会の拡充を目指し、オンラインによる研究交流について積極的に実施する。具体的には共同研究の実施に向けた協定校とのシンポジウムやパネルディスカッションの実施、可能であれば、本学をハブに複数の協定校参加によるイベントの開催を行う。また、協定校教員によるオンラインでの大学院特別講義の実施を推進すると共に、それに伴う費用支出等についても整理を行う。

② 「個対個」の交流から「幅のある」交流へ、国際的共同研究の推進・研究テーマ、分野での交流

○①の取組の延長として国際的共同研究の推進に取り組む。従来の教員と教員、教室と教室との関係から一歩踏み出し、例えば、感染症・がん・脳神経疾患・免疫・再生医療などのテーマや分野、トピックも含めた幅広い交流を目指す。日本学術振興会（JSPS）の学術国際交流事業（研究拠点形成事業など）の獲得に向けて、募集情報の積極的な収集と学内周知を行う。

③ 海外を意識した本学研究実績情報の把握及び発信

○②と関係した現状把握として、各教室に呼びかけ、国際共同研究、共著論文、及び海外での学会発表状況について集約する。また、本学における研究内容について海外に周知する資料として AMED、科研等で採択された研究課題の英語表記一覧について作成する。あわせて、英語版ホームページの充実を目指し、上記資料の掲示と共に各教室の具体的な研究内容の英語掲載について呼びかけを行い、かつ支援策について検討する。

④ 大学院生、若手研究者主体の英語による自主的学習会の開催

○Symposia KPUM に、大学院生、若手研究者主体で発表・討論を行うメニューを盛り込む。あわせて、他大学と連携した、英語による勉強会、発表会の開催について検討する。

⑤ 海外留学生（大学院生）受入の拡大に向けた体制強化

●海外からの大学院生（東南アジア等国費留学生等）の受入拡大を目指した体制整備について検討を行う。（具体的には、英語版シラバスの整備、大学院共通科目の英語による事業実施と e-learning の導入、大学施設の英語併記、中央研究室等の英語による設備説明、初めて留学生を受入れる教室へのケアとノウハウの共有、院生受入窓口職員等を含めた教職員の英語能力向上に向けた講習事業の開催等について、検討する。）

(3) 臨床

① 若手医師・看護師等の海外派遣（研修）制度の創設

●若手の医師や看護師等の海外派遣（研修）制度の創設について、総務課（人事給与担当）、病院管理課、看護部、国際学術交流センター間で、AFTER コロナに向けた検討を行う。特に看護師においては、語学研修を含めた海外での実習経験を看護師の専門的ステップとして位置付け、事前の語学サポート等を含めた魅力ある研修制度とすることで、本学附属病院の特色としてアピールし、今後の人材確保に資することを目指す。

② 外国人医療従事者の受入の拡大とそれに向けた報酬の整理

●海外医師の実習受入については、(ⅰ)オブザーバー、（ⅱ）実地研修、（ⅲ）技術指導等、段階を分けた拡大を検討することとし、実際の受入体制について、協定校以外からの受け入れに対する学術交流センターのサポートも含め、検討する。まずは各教室に実施に向けた受入可能内容をたずねるアンケート実施から始めて、意識の変容を促す。また、実習受入拡大のためのインセンティブの一つとして研修料を徴収し、一定の割合を受入教室に付与することについて検討する。

③　外国人患者受入増加に向けた環境の整備

●外国人診療の増加に伴う訴訟の発生を見据え、保険加入について医療サービス課で検討を行い、あわせて診療報酬の再検討を行う。再検討にあたっては、入院・外来の別や治療内容毎の（リスクカテゴリーに応じた）診療報酬設定など、実情に応じた適切な検討に努める。

○外国人入院患者増加に向けた院内表示多言語化や wi-fi 整備など入院環境の向上としての施設整備を実施する。

④　海外の医科大学等との連携による将来の国際診療体制の整備

●海外医療機関との患者の相互紹介など、協定校施設等と連携した患者受入体制の確立に向け、協定校との話し合いを開始する。

⑤　その他

○病院ホームページサイトにおいて、海外からのｗｅｂによるセカンドオピニオンに対応するなど、国内遠隔医療の実施にあわせ、将来の外国人患者拡大を視野に入れた検討を行う。

(4)　危機管理

※ここでは主に学生の派遣・受入れ等に係わる内容を対象とする。

①　危機管理体制（連絡系統を含む）の強化

○海外からの危機事案発生情報に的確に対応するため、連絡系統の精査を行い、責任の所在を明確にすることで体制を強化する。
また、危機管理ワーキンググループについては、引き続き定期的にワーキングを開催して、常に危機管理に関する情報共有と課題に対応すると共に、新たな若手委員及び感染症に対応できる専門スタッフをワーキング委員として委嘱する。

②　危機管理対応マニュアルの検証・改訂

○的確かつ迅速な対応に向けて、「危機管理対応マニュアル」については、期間中に適宜見直しを行う。あわせて、内部用の運用マニュアルを別途作成し、関係者間で共有する。

③　教育研修の企画実施等

(ⅰ)海外派遣学生への研修

● 風土病及びパンデミックなど感染症情報を含めた派遣先に係わる基礎知識と対策に係わる研修について、渡航前に実施する。

(ⅱ)留学後の情報共有と事例分析

● 派遣終了後の学生や受入留学生に対して、危機管理に関するアンケートを実施し、ヒヤリハット事案の集約、事例分析、情報共有を行うと共に、それらを踏まえた教育研修を実施する。

(ⅲ)組織的危機管理対策

○外部専門家を招いたシミュレーション研修等については、引き続き各年度において実施する。

④ 危機管理情報の収集・ネットワーク構築

○危機管理情報の収集とネットワークの構築のため、一般社団法人全国医学部国際交流協議会や特定非営利活動法人海外留学生安全対策連絡会議のほか省庁主催のセミナー等へ積極的に参加することで他大学スタッフとの人的ネットワークの構築・強化に努める。

⑤ その他学内安全管理対策

(ⅰ)海外研究者受け入れ対応

○海外からの研究者受入に関わっては、本学研究従事における注意事項（コンプライアンス）の要点をまとめた英語冊子を配布する。

(ⅱ)研究倫理上の危機管理

○研究情報の流出対策として、研修会等で安全輸出入や基礎研究の軍事転用（デュアルユース）問題に関する講義等を実施する。

(ⅲ)安全保障輸出管理の徹底

○安全保障輸出管理に関する情報を共有し意識の涵養と徹底を図る。

(ⅳ) 感染症予防対策の構築

●COVID-19 などの新興感染症を念頭に置き、海外からの訪問者、帰国者の来学時・帰学時または来院時・帰院時に必要な感染症予防対策を構築する。

(5) その他

○上記のように教育、研究、臨床、危機管理において国際化を進めるにあたっては、オンライン等学内環境の早急な整備が必須となる。急激なオンライン使用の拡大、オンデマンドデータ量の急増が予想されるため、それに対応できる（５G対応を含む。）ネットワーク環境を整備するとともに、海外発オンライン講義の聴講用、学生等のオンライン交流用、本学からのオンライン発信用など、それぞれに適したスペースについて、キャンパス整備計画と連動して検討が必要である。

○教育・研究においても記載しているが、教職員、特に職員の語学能力向上による事務局体制の充実は今回プラン期間において重点的に取り組む項目であり、職員の語学力向上に向けた講習会については是非とも実施すべきである。

V. むすび

COVID-19 感染症への対応に伴い、臨床・教育・研究だけでなく、社会や文化にも大きな変革が求められている。

これまで、学生派遣や留学生の受入れなど「人の移動」による交流を基本にしてきた本学の国際化についても同様であり、今回のプラン策定にあたっては、例えばオンラインの大幅導入など、発想の転換を積極的に取り入れた。

こうした時期に、国際化の意義について再度検証する機会を得たことで、ニューノーマルに対応した国際化の道筋を示すことができたと考えており、今回策定したプラン内容を着実に実現することにより、本学国際化をさらに推進していければと考える。